

【倫理規程】

(基本的人権の尊重)

第1条 基本的人権を尊重し、差別的行為を行わない。

(法令遵守・反社会的勢力の排除)

第2条 法令を遵守し、反社会的勢力と関係を持たない。

(私的利益追求の禁止)

第3条 私的利益を目的とした行為を禁止する。

(利益相反の防止)

第4条 利益相反が生じる場合は以下の事前において開示する。

(1) -1 利益相反行為の禁止

「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと

(1) -2 利益相反行為の禁止

「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること

(2) 自己申告

「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること

(特別の利益供与の禁止)

第5条 特定の個人又は団体の利益のみを図る行為を行わない。

(情報公開・説明責任)

第6条 下記の情報公開を行う。

1. 定款
2. 事業計画、収支予算
3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録
4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 など

(個人情報の保護)

第7条 個人情報を適切に管理する。